

インフォメーション

令和 7 年 6 月 1 日

税理士法人 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

戸籍に氏名のフリガナが記載されます ～令和 7 年 5 月 26 日施行～

令和 5 年 6 月 2 日、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 48 号。以下「改正法」といいます。）が成立し、令和 5 年 6 月 9 日に公布されました。

従前、氏名の振り仮名（フリガナ）は戸籍上公証されていませんでしたが、この改正法の施行により、戸籍の記載事項に、新たに氏名のフリガナが追加されることになりました。

改正法は、令和 7 年 5 月 26 日に施行されました。

【1】戸籍の記載予定のフリガナの確認

令和 7 年 5 月 26 日以降、本籍地の自治体から戸籍に記載予定の氏名のフリガナの通知が郵送されます。

通知は戸籍単位で発送し、同一の戸籍内で住所も同一の方は 1 通につき 4 名まで記載されます。同一の戸籍内で別住所に居住している方は、住所ごとに発送されます。

【2】氏及び名のフリガナの届出

通知に記載されている氏名のフリガナが正しければ、届出は不要です。

届出がなくても、通知に記載されたフリガナがそのまま戸籍に記載されます（フリガナが戸籍に記載される時期は、令和 8 年 5 月 26 日からです。）

ただし、氏名のフリガナがご自身の認識と異なっていた場合、令和 7 年 5 月 26 日から令和 8 年 5 月 25 日の 1 年の間に、必ず届出をしてください。

氏及び名のフリガナの届出は、オンライン（マイナポータル）にて行うことができます。オンラインでの届出が便利ですが、郵送や市区町村の窓口で行うこともできます。

【3】市区町村長による氏及び名のフリガナの記載

令和 8 年 5 月 25 日までに届出がなかった場合、本籍地の市区町村で戸籍に順次記載します。なお、この方法でフリガナが記載された場合、一度に限り家庭裁判所の許可を得ずに変更の届出をすることができます。

令和 7 年 5 月 26 日から令和 8 年 5 月 25 日までの間に、氏や名のフリガナの届出をした方が、そのフリガナを変更したい場合は、家庭裁判所の許可が必要となります。

※届出に手数料はかかりません。届出しなくても罰則はありません。

法務省や市区町村に金銭を支払うよう要求することはありませんので詐欺に御注意下さい。

詐欺でお金をだまし取られた場合、雑損控除は受けられません。

詐欺による損失は、税金の控除対象外とされています。